

議第215号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項および第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。